

再保険用語集(さ行)

※生命再保険に特化している用語については(生)、監督・規制・リスク管理等に特化している用語については(経)と表示しています。

※同じ用語でも、損害再保険・生命再保険で用語の意味・用法等が異なる場合には、損害再保険・生命再保険各々の分野での解説を、(損)・(生)と区別して表示しています。

用語名	英文名	解説
最高正味保有限度額	Maximum Net Retention	自己の引受契約において、1危険につき保険者が保有することができる最大の金額。 →関連:通常保有限度額
再々保険	Retrocession	再保険を引き受けた受再者が危険分散のために引き受けた責任の一部または全部を他の(再)保険者に転嫁すること。
再々保険者	Retrocessionnaire	再々保険を引き受ける者。 →関連:再々保険 →関連:被再々保険者
最終正味損害額	Ultimate Net Loss	ELCの回収対象となる保有損害額。特約書におけるUltimate Net Loss条項において規定される。
最大善意(の原則)	Utmost Good Faith	古くから再保険契約当事者双方の間で尊重されてきた原則。出再者は再保険契約を申し込む際に受再者に対し、単に不実の表示を行わないだけでは十分でなく、すべての重要な事実を明らかにする義務を履行しなければならないとする原則。
最低再保険料	Minimum Premium	フラット・レート方式で再保険料が取決められるELCにおいて、受再者が受領する再保険料の最低額。GNPI実績が再保険契約締結時の見込から減少することによる再保険料の著しい低下を回避するために設定される。 →関連:総正味収入保険料(GNPI)
最低死亡保証リスク	Guaranteed Minimum Death Benefit Risk(GMDB)	(生)最低保証リスクのうち、死亡時の元本を保証することにより発生するリスク。最低死亡保証リスクの移転を目的として生命再保険(通称GMDB=Guaranteed Minimum Death Benefit)が活用されている。
最低出再額	Minimum Cession Amount	(生)受再者が引受義務を負う際に必要となる最低再保険金額。
最低年金原資保証リスク	Guaranteed Minimum Accumulation Benefit Risk(GMAB)	(生)最低保証のうち年金開始時の年金原資保証をすることにより発生するリスク。最低年金原資保証リスクの移転を目的として生命再保険(通称GMAB=Guaranteed Minimum Accumulation Benefit)が活用されている。

用語名	英文名	解説
最低保証リスク	Guaranteed Minimum Benefit	(生) 特別勘定を設けた保険契約のうち、保険金等の額を最低保証する契約において、当該保険金等を支払う時の特別勘定に属する財産の価額が、当該保険契約において最低保証する保険金等の額を下回る危険であって、当該特別勘定に属する財産の通常の予測を超える価額の変動等によって発生するリスク。最低保証リスクの移転を目的とする生命再保険が活用されている。
最低予納再保険料	Minimum & Deposit Premium(MDP)	ELCにおける最低再保険料と予納再保険料は同額とすることが一般的であり、これを最低予納再保険料という。 →関連: 最低再保険料 →関連: 予納再保険料
最低罹災者数	A Minimum Number of Lives Warranty	(生) 再保険金を回収する場合に必要な最低限罹災者の人数。1事故による死亡リスクを対象とするELCを設定する際に、一般的に規定する。
サイドカー	Side-Car	代替的リスク移転(ART)の一つで、保険契約ポートフォリオの保険金支払リスクと保険料の収益を、一般投資家が設立した特別目的会社を通じて、共有する手法。 →関連: 代替的リスク移転
再保険勘定書(計算書)	Statement of Account	再保険取引に関連して発生する再保険勘定(再保険料、再保険手数料、再保険金など)を記載し、出再者と受再者の間の金銭の授受関係を明示した収支計算書。
再保険協約(協定)書	Reinsurance Agreement (Reinsurance Treaty)	(生) 主に生命再保険取引において受出再者双方の権利・義務および再保険取扱いの諸手続きなどを定めた双方の合意を表す契約書類。 生命再保険では、損害再保険と同じ意味であっても損害再保険とは異なる用語を使用している場合がある。損害再保険における「再保険特約書」が、生命再保険では「再保険協約(協定)書」または「生命再保険協約書」と呼ばれる。
再保険者	Reinsurer	受再者(再保険者)を参照。
再保険者事務手数料	Reinsurance Administration Commission	(生) 受再者が再保険に係る事務管理を行う際に、受再者が再保険料とは別に収受する金銭。保険金額または保険料に対する一定割合として設定するのが一般的。
再保険スリップ	Reinsurance Slip	再保険契約成立の証として両当事者が取り交わす書類。特約再保険においては、再保険特約書締結までの仮引受証書の性格を有する。 →関連: オファー・スリップ →関連: スリップ →関連: スリップ・ワーディング

用語名	英文名	解説
再保険専門会社	Professional Reinsurance Company	再保険を専門に引受を行っている保険会社。プロ・リーと略されることもある。
再保険手数料	Reinsurance Commission / Ceding Commission	再保険契約について、出再者が元受契約獲得などに要した費用と再保険処理のために要した費用として、再保険料に対する一定割合を受再者から徴収する手数料。
再保険特約書(ワーディング)	Contract Wording(Treaty Wording)	再保険取引に係る個々の条件について、合意した内容を詳細に記載した契約書。 →関連:スリップ →関連:スリップ・ワーディング
再保険配当金	Experience Refund(Profit Commission)	(生)生命再保険協約に従い受再者が出再者に払い戻す利益配当金。 【参考】損害再保険における利益戻と同意語
再保険ブローカー	Reinsurance Broker	受再者・出再者間で再保険契約の仲介を専門に行う仲介者のこと。
再保険プール	Reinsurance Pool	大数の法則が働きづらく再保険消化の困難なリスクなどについて、多数の保険者が共同で再保険引受を行う仕組み。本邦では、保険業法に基づき金融庁からの独占禁止法適用除外の認可を要する。
再保険料率	Reinsurance (Premium) Rate	損害再保険のプロポーショナル再保険の再保険料率は元受料率に準ずるが、ELC等のノンプロポーショナル再保険においては出再者と受再者との協議により決定される。これを再保険料率という。
財務再保険(金融再保険)	Financial Reinsurance	法定サープラスの改善など、財務面を主な目的として手配される非伝統的再保険。
サイレント・サイバー	Silent Cyber	既存の元受保険契約や再保険契約において、明示的に補償されておらず、免責の対象ともされていない潜在的なサイバー関連の損失リスク。 →関連:サイバーリスク
サイン・ダウン	Signing down	オーバー・プレースメントの際に、受再者の引受回答額を減額調整すること。 →関連:オーバー・プレースメント

用語名	英文名	解説
サインド・ライン	Signed Line	再保険のプレース時に、出再者が複数の受再者の引受回答額(リトン・ライン)を調整して、最終確定した各受再者の引受シェア。 →関連: リトン・ライン
査定医	Medical Personnel(Doctor)	(生)主に医学的な面を中心に生命保険の引受査定を行う医師。
査定標準(マニュアル)	Underwriting Manual	(生)生命保険を引き受ける際に行う危険選択の基準・標準もしくはマニュアル。再保険会社の場合、特に任意再保険を引き受ける際の危険選択の基準・標準として活用されている。危険選択では、年齢・性別・職業・体格・家族歴・既往症・現症・診察所見・生活習慣・嗜好・居住地・モラルリスク(生活環境、経済状態)等が死亡率に影響を与えられ、査定標準ではこれらの各因子をどのように危険選択上評価すべきかが示されている。
サブジェクト・プレミアム	Subject Premium, Base Premium, Underlying Premium	再保険料算出のため再保険料率を乗じる対象となる出再者の保険料。ベース・プレミアムまたはアンダーライニング・プレミアムともいう。 →関連: 総正味収入保険料(GNPI)
サンクション・クローズ	Sanction Limitation and Exclusion Clause(LMA3100)	再保険者(保険者)が(再)保険の引受、(再)保険金の支払いまたはその他の利益の提供を行うことにより、特定国・組織(通常国連・EU・英国・米国)の制裁に抵触するおそれがある場合は、再保険者(保険者)はこれらの行為を行わない旨を明確化するクローズ(条項)である。 2010年7月1日に米国がイランに対して強化した制裁法の「イランの金融・エネルギー部門との取引禁止」に対応して導入が進んだ。
残存責任	Run-off Liability	再保険特約において引受年度の末日においてもなお、受再者が負っている再保険責任のこと。通常は未経過期間に対する責任、および未払保険金に対する責任がある。
サーティファイド・リインシュラー	Certified Reinsurer	米国からの受再において、認定管轄区域に所在する米国外の再保険者が、担保減額措置の適用を希望する場合、各州に申請し、適用のための審査を受ける必要がある。各再保険者から減額措置の適用申請を受けた州は、当該再保険者に関するリード州となる場合、再保険者の財務状況等、適格性を分析したうえで、当該再保険者に認定(Certification)を与えるか否かを最終決定する。リード州で担保減額措置の認定を受けた再保険者(Certified Reinsurer)が別の州で認定を受ける場合には、文書提出のみの簡略な手続きが用意されている。 →関連: コラテラル →関連: 出再控除規制
サープラス特約(協約)	Surplus Treaty	超過額再保険特約を参照。

用語名	英文名	解説
サープラス・リリーフ	Surplus Relief	(生) 出再者に、現在の法定利益/サープラスの状態を改善する資産あるいは準備金を提供する再保険の一種。主に生命保険において新契約獲得費用の計上により発生する初年度欠損の繰り延べを目的として行われている。 →関連: 未回収サープラス勘定
資産留保型共同保険式再保険	Coinsurance with Funds Withheld	(生) 共同保険式再保険のうち、現金の収受を行わずに再保険貸借勘定を用いる再保険形態を指す。
資産留保型修正共同保険式再保険	Modified Coinsurance with funds withheld	(生) 修正共同保険式再保険のうち、現金の収受を行わずに再保険貸借勘定を用いる再保険形態を指す。
自然災害モデル	Natural Catastrophe Model	地震災害や風水災害等の自然災害について、工学的な知見等を踏まえて確率論的にモデル化したもの。現在では、主にVerisk 社、Moody's RMS社の2 社が、世界中の自然災害に関するシミュレーションモデルを開発・提供しており、多くの受再者・出再者や再保険ブローカーがこれらのソフトウェアを導入している。
死亡指数	Mortality Ratio	(生) 予定死亡率に対する実際死亡率の比を指数化したもの。任意再保険の引受において、リスク評価結果を示す指標として使用される。 【参考】数値的査定法では、標準体のリスクを100(%)とし、死亡率に影響を与える因子により加点・減点される。
終局表	Ultimate Mortality Table	(生) 選択効果を除外した年齢別死亡率(加入後一定年数経過後に選択効果が消滅するとの前提に立ち、一定年数経過後の加入者のみを対象とした死亡率)。生命再保険で死亡リスクを引き受ける際に、再保険料を計算するためのベースとなる(但し、終局表ではなく選択表が使用されることもある)。
修正共同保険式再保険	Modified Coinsurance(Mod-Co)	(生) 共同保険式再保険形態の一部分を修正した再保険形態。死亡率等の発生率関係のリスク、解約・失効リスク、事業費支出に係るリスク等、投資リスクを除く保険責任が出再者から受再者に移転される。 →関連: 共同保険式再保険
修正共同保険準備金調整額	Modified Reserve Adjustment	(生) 修正共同保険式再保険において、責任準備金に対応する資産の移転を行わないために活用される調整科目。出再者が受再者に支払う責任準備金の利息と受再者が出再者に支払う責任準備金の正味増加額。 →関連: 修正共同保険式再保険 →関連: Modco利率

用語名	英文名	解説
集積(リスク)	(Known)Accumulation	台風や地震あるいは航空機墜落のように一回の事故で複数の元受契約から同時に保険金支払いが発生し、受再者が大きな損害を被るおそれのある状態のこと。
出再者(被再保険者)	Cedant / Ceding Company (Reassured / Reinsured)	再保険によるカバーを求める保険者
出再(する)	Cession / Outward Reinsurance (Cede)	再保険に付すこと。 →関連: 受再(する) →関連: 出再者(被再保険者) →関連: 保有(する)
出再解除	Recapture	(生) 出再者が受再者に移転していた保険責任を自らの保険責任に戻すこと。
出再限度額	Cession Limit / Treaty Limit / Binding Limit	再保険条件の一つで、出再者が出再できる最大の保険金額(てん補限度額またはPML)。 →関連: イベント・リミット(1事故回収限度額) →関連: ゾーン・リミット →関連: てん補限度額 →関連: 予想最大損害額(PML)
出再控除規制	Reserve Credit	米国においては各州の保険営業免許を有する出再者(Domestic Insurer)が当該州の営業免許を所持しない他州保険会社(Foreign Insurer)または外国保険会社(Alien Insurer)に出再する場合には、出再部分を控除して保険契約準備金を積立てることが認められていない。従って当該州で免許をもたない他州保険会社または外国保険会社はリザーブ・信用状等の担保提供を求められるのが一般的である。 米国外の保険業界がこれを内外差別的規制として撤廃要請するなか、全米保険監督者協会(NAIC)では、再保険担保規制改革に着手し、一定条件を満たすことを前提に、再保険担保の減額を認めるモデル法およびモデル規制を採択した。ただし、NAICモデル法には、各州に導入を強制する法的拘束力がなく、実施に際しては各州レベルでの導入が必要となる。 なお、米国以外でも、域外再保険者に対する出再部分の控除について制限している国がある。 →関連: コラテラル →関連: サーフティファイド・リインシュラー

用語名	英文名	解説
出再倍数	Number of Lines	サープラス特約の場合、出再者の保有額の一定倍数をもって出再額の上限とする。その一定倍数のことを出再倍数またはライン数という。 →関連:ライン
出再保険受入手数料	Ceding Commission	(生)共同保険式再保険および修正共同保険式再保険において、新契約獲得費用や人件費などの事業費を引受割合に応じて負担するため受再者が出再者に支払う手数料。
正味勘定プロテクション	Net Account Protection	ELC等のノンプロポーショナル再保険はプロポーショナル再保険を補完し、あるいはこれに代替して出再者の保有勘定を大口損害からプロテクトする目的で設定される。このため、出再者の「正味勘定プロテクション (Net Account Protection)」と呼ばれる。
正味保有条項	Net Retained Lines Clause	Net Retained Lines(正味保有)条項を参照。
将来収益現価	Present Value of Future Profit	(生)保険事業の企業価値を評価する指標の一つ。数理的に計測される保有契約の将来収益の現価。生命再保険の収益性を判断する際に必要な指標。
初年度コミッション	Initial Ceding Commission	(生)協約初期の再保険手数料。
シンジケート	Syndicate	ロイズにおける引受組織。ロイズにおいては、メンバーが引受組織であるシンジケートに対して出資を行い、シンジケートはメンバーから集めた資本をもとに引受を行う。 →関連:ロイズ(ロイズ保険組合)を参照。
信用リスク	Credit Risk	取引先が、契約上の義務(支払要件)の一部または全部を、履行できないまたは履行しようとしなかったことによって損失を被るリスク。再保険契約においては、再保険者が信用悪化等により再保険金支払債務の一部または全部を履行できないことによって損失を被る(再保険金回収不能となる)リスク。
時間条項	Hours Clause	1事故ELCやイベント・リミット付帯のプロポーショナル再保険において、地震、風水災などに起因する損害に対して、一定時間内に発生した損害を1事故としてとらえる旨を明記した条項。 →関連:イベント・リミット(1事故回収限度額)
事故報告書(ロス・アドバイス)	Loss Advice	再保険金の回収等が予想される大口事故が発生した場合等に、当該事故の概要をとりまとめて出再者が受再者に送付するもの。

用語名	英文名	解説
自動更新条件付1年定期再保険	YRT,Yearly Renewable Term	(生)危険保険料式再保険のうち再保険契約が1年自動更新型定期保険となっている形態。 →関連:危険保険料式再保険
自動更新条件付1ヵ月定期再保険	MRT,Monthly Renewable Term	(生)危険保険料式再保険のうち再保険契約が1ヵ月自動更新型定期保険となっている形態。 →関連:MRT
自動再保険(自動協約)	Automatic Reinsurance	(生)再保険協約で予め再保険の範囲・条件を定めておき、元受会社はそれに該当したリスクを義務的に出再し、再保険会社はそれを義務的に受再する再保険の形態。 【参考】損害再保険における特約再保険と同意語。
自動出状条項	Automatic Tender of Provisional Notice of Cancellation	プロポーショナル特約などの無期限ベースの特約において、仮解約通知(PNC)の出状漏れによるトラブルを避けるため、「特段の意思表示がない場合でも、毎年更改日の〇ヵ月前に自動的に仮解約通知(PNOC)を出状したものと見なす」旨を記載した条項。 →関連:仮解約通知
ジャンポリミット	Jumbo Limit	(生)自動再保険の対象とできる被保険者一人あたりの保険加入金額の上限値(出再者以外の会社での加入も含む)。これを超過するリスクを出再する際は、任意再保険の対象にしなければならない。主に、米国の再保険取引で使用されている。
条件体保険	Substandard Insurance	(生)被保険者の身体の状態により、標準体にて引受ができない場合、公平性を保つため「保険料の割増(特別保険料の領収)」、「保険金の削減」等を適用することによって、標準体と同等のリスクにすることで引き受けた保険。
情報管理センター	MIB(Medical Information Bureau)	(生)米国で契約査定情報を蓄積しているサービス会社。 米国で契約査定を行う際には、頻繁に利用されている。 【参考】加盟会社は、MIBに被保険者に関する契約査定情報を提供すると同時に、MIBを通じて、新規申込みがあった被保険者に関する他の加盟会社が蓄積した契約査定情報の提供を受けることができる。

用語名	英文名	解説
数字査定法	Numerical Rating System	(生)標準体のリスクを100(%)とし、死亡率に影響を与える因子を、それが生命予後を悪くする場合はプラス(+)、良くなる場合はマイナス(-)何%と超過死亡指数で表示し、これらを各々の欠陥の評点とする査定方法。再保険の引受でも一般的に使用されている査定方法 【参考】1919年にニューヨーク生命のOscar H. Rogers(医長)とArthur Hunter(アクチュアリー)の2人が発表。 →関連: 死亡指数
スキーム	Scheme	①ある保険者が設定する再保険プログラムの全体像。 ②ある再保険カバーの具体的な引受条件。
スキーム・オブ・アレンジメント	Scheme of Arrangement	英国法上の和議手続きにおいて、債務者から提案される和議条件。英国および英連邦国における倒産会社の債務整理計画を指すが、再保険上の取決めについては、英国以外でも英国での呼称が用いられる場合がある。
ストップ・ロス・カバー (超過損害率再保険特約)	Stop Loss Cover (Excess of Loss Ratio Cover)	ノン・プロポーショナル再保険の一形態で、出再者の保有損害率が予め約定した割合を超過した場合、受再者が一定の損害率または損害額までの損害をてん補する再保険。 →関連: アグリゲート・カバー →関連: ノン・プロポーショナル再保険(非割合再保険)
ストレス・テスト	Stress Test	(経)想定される将来の不利益(ストレス)が生じた場合の財務等への影響に関する分析。
スライディング・スケール方式	Sliding Scale	再保険手数料率や利益戻率などを一定割合に固定せず、損害率や残高率によって変動させる方式。 →関連: 再保険手数料 →関連: 利益戻
スリップ	Slip	再保険契約において再保険条件の概要を記載した書類。 →関連: オファー・スリップ →関連: 再保険スリップ →関連: スリップ・ワーディング

用語名	英文名	解説
スリップ・ワーディング	Slip Wording	再保険契約締結の際、契約始期に先立って引受内容の詳細を当事者間で合意するために、スリップと再保険特約書を一体化させた契約書。 →関連: Contract Certainty →関連: 再保険特約書(ワーディング) →関連: スリップ
精算再保険料	Adjustment Premium	再保険料が再保険料率で取決められるELCにおいて、最低予納再保険料と確定再保険料の差額として、特約期間終了後に特約書の定めに従って精算される再保険料。 →関連: 最低予納再保険料 →関連: フラット・レート方式再保険料(定率方式)
セカンダリー・ペリル	Secondary Perils	一般的に、損害が中小規模の自然災害のことを指し、例として洪水や雹害、竜巻、山火事などが挙げられる。これに対し地震や台風といった甚大な被害を及ぼす自然災害のことをプライマリーペリルと呼ぶ。セカンダリーペリルは近年、発生件数が増加傾向にあると言われる中、ロスデータの不足やリスクモデルに十分反映されていないことが懸念されている。
セキュリティ	Security	①取引先の(財務的)安全性、健全性の度合い。 ②ある再保険契約における受再者(再保険責任を最終的に担保する事業体)の総称。
選択効果	Selection Effect	(生)保険会社が自社の引受基準に従い被保険者の体況などに関する選択を行った結果、経過年数の浅い被保険者集団において示される良好な死亡率の傾向。生命再保険の引受条件を決定する際に考慮する。
選択効果割引	Selection Discount	(生)選択効果を反映した保険料率の割引。生命再保険の引受条件の一部として導入される。
選択表	Selection Mortality Table	(生)選択効果を反映した年齢・経過年数別死亡率(同年齢でも経過年数別に複数の死亡率が存在)。生命再保険で死亡リスクを引き受ける際に、再保険料を計算するためのベースとなる(但し、選択表ではなく終局表が使用されることもある)。
全米保険監督官協会	NAIC, National Association of Insurance Commissioners	(経)1871年に設立された米国50州、コロンビア特別区、5つの準州の保険監督当局長によって設立・運営される米国の保険監督に係る基準設定組織。米国保険業界に対する規制および消費者保護のために専門知識やデータ、分析結果の提供を行っている。
総正味収入保険料(GNPI)	Gross Net Premium Income(GNPI)	再保険料が再保険料率で取決められるELCにおいて、再保険料の計算に使用される保険料で、総収入保険料から当該ELCに優先して適用される他の再保険契約の出再保険料を控除した後の収入保険料。 →関連: フラット・レート方式再保険料(定率方式)

用語名	英文名	解説
即時払	Cash Loss	プロポーショナル再保険特約において、1事故による再保険金の特約書上で約定した金額を超えた場合に、所定の決済時期よりも早期に出再者が受再者から当該事故に係る再保険金を回収すること。
ソフト・マーケット	Soft Market	マーケット・サイクルを参照。
ソルベンシー規制	Solvency Regulation	(経)保険契約者の保護のための保険会社の経営の健全性を確保するため、保険金等の支払能力の充実状況が適当であるかどうかの基準や資本要件を定めたもの。その遵守状況に基づいた監督介入等が行われる。
(欧州)ソルベンシー II	Solvency II	(経)欧州において、欧州保険・年金監督機構(EIOPA, European Insurance and Occupational Pensions Authority)等により検討され2016年より導入された経済価値ベースのソルベンシー規制で、保険会社の抱えるリスクのリスク量に基づく資本要件、保険会社のリスク管理を含めたガバナンス態勢の確保、および情報開示による透明性と市場規律による当該ガバナンス態勢の促進等を一体として求める内容となっている。
ソルベンシー・マージン比率	Solvency Margin Ratio	保険会社が通常の予測を超えて発生するリスクに対し、どの程度の支払い余力を有しているかを示す指標。
損害保有額	Underlying Retention	ELCにおいて、出再者が保有するエキセス・ポイント以下の損害額。 →関連:エキセス・ポイント →関連:保有損害額
ソーシャル・インフレーション	Social Inflation	保険金支払いが一般的な経済的インフレーション(Economic Inflation)を上回って上昇すること。 狭義では、企業が負担する損害賠償額や訴訟費用の高額化に影響を及ぼしている社会情勢の変化を指す。
ゾーン・システム	Zone System	地震リスクは、1回の地震発生で損害が生じうる地域全体(ゾーン)を一危険とし、集積額の管理を行うことがある。その場合、統一化されたゾーン・システムであるCRESTAゾーンを使用することが多い。 →関連:CRESTAゾーン
ゾーン・リミット	Zone Limit	再保険の適用地域を複数の地域(ゾーン)に区分し、該当する危険に関するゾーンごとに設定する出再限度額のこと。 →関連:出再限度額